

添付法令資料 3 :

児童保護における電子システムの運営のガバナンスに関する  
2025年3月27日付インドネシア共和国政令No.17 (目次)  
同日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 児童保護における電子システムの運営
  - 第1節 通則 (第2条ないし第8条)
  - 第2節 電子システム運営者の義務 (第9条ないし第23条)
- 第3章 児童保護における電子システムの運営の監督
  - 第1節 通則 (第24条ないし第26条)
  - 第2節 監視及び／又は追跡 (第27条)
  - 第3節 報告又は苦情 (第28条)
  - 第4節 事前審査 (第29条)
  - 第5節 後続審査 (第30条ないし第36条)
  - 第6節 管理 (第37条)
- 第4章 行政処分
  - 第1節 行政処分 (第38条ないし第44条)
  - 第2節 行政処分賦課決定の効力及び送達 (第45条ないし第47条)
- 第5章 省／機関及び社会の参加 (第48条)
- 第6章 経過規定 (第49条)
- 第7章 終則 (第50条)